

土砂災害防止法第8条に基づき名称及び所在地を定める施設の範囲

1 要配慮者利用施設の範囲 【防災・危機管理統括本部、こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

土砂災害警戒区域等内に所在する施設のうち、右記に掲げるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-------------------------------	--

○ 前掲の表中1の具体的な施設の種類の種類は、概ね次のとおりとする。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ
障害児・者施設等	障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）、障害者支援施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（地域療育センター）、障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、障害者グループホーム、短期入所施設、精神障害者生活支援センター
その他の施設	小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点